議案第99号

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　幕別町議会議員の期末手当に関する条例（昭和32年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「100分の232.5」を「、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5」に改める。

第２条　幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5」を「100分の235」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。